

# 市長説明要旨

- 平成20年9月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

**【幡多農業高等学校馬術部の全国大会優勝】**

提出議案の説明の前に、先日、四万十市にとって大変嬉しいニュースがありましたので報告させていただきます。それは幡多農業高等学校馬術部の皆さんが、今年7月に青森県で開催された「第42回全日本高校馬術競技大会の団体障害飛越<sup>ひえつ</sup>」で他を圧倒して全国優勝を勝ち取ったというものです。同校馬術部は県内高校で唯一のクラブとして平成15年に発足し十分な設備も整っていない中、生徒自らが餌やりや厩舎の掃除なども行いながら地道に練習を重ね、部の創設6年目にして全国制覇という偉業を成し遂げました。今回の選手の皆さんの活躍は四万十市民に大きな感動と勇気を与えるもので、市としましても同校の健闘を大いに称えると同時に心からお祝いを申し上げます。

**【提出議案】**

さて、今期定例会にお願いします議案は専決処分の承認議案で「四万十市立保育所を宮崎県宮崎市の住民の使用に供させること」など3件、決算認定議案で「平成19年度四万十市水道事業会計決算の認定」など2件、予算議案で「平成20年度四万十市一般会計補正予算」など13件、条例議案で「四万十市ふるさと応援寄附条例」など6件、その他の議案で「製造請負契約」など4件の合計28件となっています。この他に報告事項が4件あります。また具同保育所における集団食中毒事故に係る「損害賠償の額の決定及び和解」については後日追加提案させていただきます。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

#### 【農林業の振興】

はじめは農業の振興です。農地・農業施設などの保全対策として9年目を迎える「中山間地域等直接支払制度」は、今年度新たに1集落と協定を締結し合計実施地区は43集落、対象面積は約490haになりました。また2年目となる「農地・水・環境保全向上対策」は、25集落で実施され対象面積は約770haです。両事業を併せると68集落、約1,260haです。これは市の農用地面積の約6割にあたり20年度の交付金総額は約1億2,000万円になります。今後ともこうした事業を活用することで耕作放棄地の発生防止と農業施設の保全に努めるとともに地域の結びつきや活力につなげていきたいと考えています。

西土佐中央地区ほ場整備については、19年度に測量設計と工事費の積算を行い、今年6月に19年度繰越工事として津野川地区と津賀地区の一部工事を、20年度工事として橘地区と津野川地区の一部そして津賀地区の残りの工事を発注しました。9月末には用井地区の一部工事を発注する予定で、これで西土佐中央地区の全区で区画整理工事がスタートすることになります。

高騰し続ける重油対策については、施設園芸農家に対する県の支援策として「高知県施設園芸原油高騰緊急対策」事業が実施されることになりました。これは重油節減効果のある多重被覆や多段式サーモ装置、循環扇<sup>せん</sup>の導入経費

に対し 1 / 3 以内の補助金が交付されるものですが、市としても施設園芸農家の窮状を緩和するため、県補助とは別に 1 / 6 の継足し補助を行うことにしました。

次は林業の振興です。シカによる農林産物への被害が増加し被害防止対策への要望が年々高まる中、県も本年度からシカの駆除対策に本格的に取り組むこととし 7 月下旬に市に対して新制度の説明がありました。制度は 1 1 月 1 5 日から 3 月 1 5 日までの狩猟期間中のシカ捕獲者に対してメス 1 頭 1 万円、オス 1 頭 5 , 0 0 0 円の報償金を支払うもので、事務は市町村に委託したいとのことでしたので、「捕獲の大半がワナである実態から、オス、メスということや狩猟期間の内外で報償金額に差を設けるべきでない」との意見を出しましたが、県議会で既に予算化が決定し制度の変更は出来ないとのことでした。そこで市としてはシカの捕獲頭数を増加させ被害の減少をはかるため、「狩猟期間の内外、オス、メスを問わず捕獲頭数一律 1 万円の報奨金を支払う」という新たな市独自の制度を本年 1 1 月から実施することにしました。これにより昨年の捕獲頭数の 2 倍の 2 , 0 0 0 頭を目標に捕獲し、シカ生息数の減少を図ります。先ほどの重油高騰対策と合わせ、今議会に補正予算案を提案していますのでよろしく申し上げます。

#### 【個性的な観光振興】

次は観光振興です。第 4 回「しまんと市民祭」は 8 月 1 日に前夜祭を開催し 7 基の提灯台が一堂に集まり、また 5 団体の踊りチームも参加して大変有意義なものになりました。2 日のなかむら踊り・提灯台パレード本番も大変暑い中、各団体が精一杯のパフォーマンスを披露し沿道の観客を楽しませて

くれました。3日には一條神社境内で恒例の全日本女郎ぐも相撲大会が開催され夏休み中の子ども達をはじめ大勢の皆さんで賑わいました。今年は例年にもまして気温や湿度が高く熱中症や事故等の心配もしましたが、参加者をはじめ関係者の皆様に注意を払っていただき大きな事故もなく成功裏に終了することができました。

今後の観光振興ですが、今年は県下全域をパビリオンとして「花・人・土佐であい博」が開催されており、市としてもこれをきっかけとして一人でも多くの方に四万十市に泊まっていただき、一時間でも長く滞在してもらえるよう秋から冬にかけて新たな催しを計画しています。

一つ目は「四万十川ウルトラマラソン大会とコースわくわく見学」として、大会前日にコースをバスでご案内するものです。途中、観光案内や地場産品を扱う店にも立ち寄りながら100kmコースを巡ります。二つ目は四万十川の伝統漁法と組み合わせた河川敷での食事会です。秋の夜長を「つがに」や「鮎」など地元の産品を召し上がってもらいながら伝統漁法を楽しんでいただきます。また12月の落ち鮎解禁日には、落ち鮎漁を見学しながら取れたての鮎をメインにした朝食を召し上がっていただく催しも計画中です。

#### 【新安並温泉】

次に新安並温泉の掘削です。昨年度事業費約1,184万円で250mの掘削を行い毎分30の自噴を得ましたので、定めにより高知県食品衛生協会へ温泉水の分析を依頼していました。7月1日に分析結果を受領しましたが、温泉法に規定されている成分量に達せず温泉に該当しないという予想もしていない結果になりました。当初の計画では現在使用している井戸の近くを掘

削るので当然同質の温泉水が湧出するものと考えていましたが、このような結果となり大変申し訳なく皆様にお詫び申し上げます。

しかしながら新安並温泉掘削は、いやしの里や市内旅館への配送、また市民への販売などどうしても安定的に供給できる温泉水が必要なことから工事を行ったものです。というのも現在いやしの里の温泉水は主に井の岬温泉から供給していますが、ポンプ施設の老朽化や湧出量の低下により供給がいつストップしてもおかしくない状況だからです。そのため市としては新たな温泉源の確保は急を要する課題と考え庁内で対応を検討し、現在250m掘削している井戸をさらに増掘することが最善策と考えました。今回の工事については成功報酬型の契約とすることで万全を期したいと考えています。今議会に補正予算案を提案していますのでよろしく申し上げます。

#### 【中心市街地活性化】

次は中心市街地活性化です。国へ認定申請していた「四万十市中心市街地活性化基本計画」は、7月9日付けで申請どおり内閣総理大臣の認定を受けることができました。今回は全国で21市22件の計画が認定され累計では54件になります。また四国では高松市に次ぎ県内では第1号の認定となりました。計画の策定から認定に至るまで関係の皆様には多大なご苦勞をおかけしあらためてお礼申し上げます。計画の認定を受け大切なのはこれからです。計画に掲げた活性化の数値目標の達成と将来市民が望むようなまちになるよう本格的に活性化事業を推進していきますので、今後とも関係者の皆様のご協力をお願いします。

### 【雇用対策】

次は雇用対策です。国の事業採択を受け中村地域雇用促進協議会が取り組んでいる地域提案型雇用創造促進事業は最終年度を迎え、精力的に事業推進を図っています。一昨年度、昨年度と目標値を上回る実績を収めることができましたので、今年度も目標達成に向けてこれまでにIT養成講座や介護ヘルパー2級課程講習、協議会PRパンフレットの発行などに取り組んでいます。今後も関係機関の協力をいただきながら観光関連従事者や求職者のレベルアップを図る事業を展開し、専門性の高い人材を育成して雇用の創出に繋がっていきます。

### 【幡多公設市場の指定管理者制度】

次は幡多公設市場の指定管理者制度についてです。公設市場は昭和50年の開設以来、地域住民に安定して安価な食料品を供給することを使命に西南地域の流通拠点として運営してきました。しかしながら物流の変化は日々進んでおり、近年の大型量販店の進出や民間の物流センターや直販施設などの普及により、取扱量、取扱額ともピーク時の半分近くまで減少し、卸売業者3社の経営も大変厳しい状況が続いています。このような状況は全国的なもので各市場においても事業の合理化、改善が進められています。こうした中、幡多公設市場においても施設の管理運営の合理化を検討し、今回、利用料金制による指定管理者制度を導入することとしました。21年4月からの実施に向けて条例改正案を提案していますのでよろしくお願いします。

なお、指定管理者は卸売業者3社、買受人組合、附属営業人など市場業務にこれまで携わってきた関係者で設立された組合を予定しています。関係業

者にとっても市場運営に対し一層の連携が図られ、より効率的な管理運営を行うことで経営基盤の強化につながるものと期待しています。

#### 【ふるさと納税制度の活用】

次は「ふるさと納税制度」の活用です。この制度は本年4月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により創設され、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを寄附という形で活かせるよう個人住民税に対する寄附金税制が抜本的に拡充されたものです。本市においてもこの制度を有効に活用し、四万十市を応援していただける方から広く寄附金を募集していきたいと考え、寄附金の使い道や寄附金を適正に管理運用するための基金の設置など、具体的な制度の運用について検討し、今議会に「四万十市ふるさと応援寄附条例」の制定議案を提出していますのでよろしくお願います。寄附金の募集につきましては、広報誌やホームページへの掲載に加え、パンフレットを作成し公共施設や観光施設、出身者の同窓会や関係団体などへ配布するなど広くPRしていきたいと考えています。

#### 【ケーブルテレビの整備】

次はケーブルテレビの導入です。西土佐、大川筋、富山の3地域のケーブルテレビ整備については本年6月に農林水産省の「農山村活性化プロジェクト支援交付金」の交付決定を受け、今年度の実施設計、21年度から2ヵ年での整備に向け計画どおり進めています。また整備後の運営会社についてはスワンテレビを候補とし、5月に市から会社に対し運営に関する確認事項を提出し6月に回答を得ています。主な確認事項は、「整備範囲は西土佐地域、富山・大川筋地区とする」、「運営メニューとしてNHKと民放5局の

基本チャンネル利用料金は月額 1,050 円とする」、「運営方式は市の施設を I R U 契約により貸与する」、「市から会社への出資は行わない」などで、会社からは確認事項のとおり了解いただきました。今後、本市エリアと宿毛エリアを区分した経営予測もしてもらい最終的な運営経費負担などを明確にした協定書を締結したうえで実施設計に入ります。対象地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

一方、その他地域の地デジ対策については共聴施設の改修に対する国や県の支援措置が示されましたので、対象地域に順次説明を行っていきます。

#### 【後期高齢者医療制度】

次は後期高齢者医療制度です。運用開始当初は制度の内容や保険料の額、年金天引きによる徴収方法などに関する問い合わせや苦情が多く寄せられましたが、7 月中旬に今年度分保険料の決定通知書を送付した時期を境に問い合わせも少なくなり制度自体が徐々に定着しつつあると感じています。

先の 6 月議会において、「この制度は若者が減少し高齢者が増えていくなかで、日本の医療保険制度を維持していくためには一定必要な制度である。しかし地域の特性に応じた保険料全体を抑制する調整措置や、低所得者に対する保険料の軽減といった特別の配慮が必要である。また保険料滞納者に対する資格証明書の交付規定や終末期相談支援料の導入など、一部人間味に欠ける運用については見直しの必要性を感じる」との所信を述べたところでしたが、国において 6 月中旬にこれらの点を含め低所得者の保険料の軽減対策、普通徴収対象者の拡大等の改善策がとりまとめられました。これは市民の皆様からも批判の声があがっている事項について必要な改善策が施されている

もので一定の評価ができるものと考えています。

この改善策が示されたことを受け7月16日に後期高齢者医療広域連合議会において関係条例が改正され、低所得者への保険料の減額措置が行われることになりました。本市では被保険者の約半数にあたる2,890人の方がこの新たな軽減対策の適用を受けることになり、8月中旬には保険料の変更通知書を送付させていただきました。また批判の多かった保険料の年金天引きについては一定の要件を満たす場合は口座振替に変更できるよう改善が図られ、この周知にも努めているところです。

国においてはさらに改善を検討すべき課題として継続して取り上げられている項目もありますので、今後とも制度改正の動向を注視していきます。

#### 【特定健康診査と特定保健指導】

次は特定健康診査と特定保健指導です。今年度から糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に取り組んでいます特定健康診査については、これまでに7地区で延べ14回の集団健診を実施しています。広報誌等を通じての啓発や対象者全員に対して個別に受診勧奨の通知を行うなど受診率の向上に努めていますが、これまでの受診率は20.6%で、まだ受診状況が把握できていない医療機関での個別検診受診者数を加味しても、今年度の目標数値である30%には及ばない状況にあります。多くの市民に受診していただくことが前提の事業ですので、さらなる啓発を行わなければならないと考えています。

また、特定健診結果によりメタボリックシンドローム該当者または予備軍と判定された方に対する保健指導については、対象者を抽出のうえ3回のグ

ループに分けて保健師を中心に特定保健指導を行うことにしています。8月下旬にはその第1回目として62名の方を対象者として抽出し、「健康生活応援講座」として参加を呼び掛け、動機付け支援や積極的支援などを継続実施しているところです。

#### 【道路網の整備】

次に道路網の整備です。まず高知県内の高速道路等の整備状況ですが、大豊町～宿毛市の15市町村で構成する四国横断自動車道高知県建設促進期成会の会長として、私もこれまで高速道路の整備促進の要望活動など様々な取り組みを進めて参りました。その中で本年度は一つの節目になる年度ではないかと思えます。まず高知自動車道の川之江ジャンクションから高知インター間57.7kmの四車線化工事が完成し、この7月31日から供用開始されました。またこの道路とつながる須崎道路5.1kmも、年度内に完成する予定です。さらには中村宿毛道路の四万十インターから間インター6.1km間も、「新四万十大橋」や「坂本トンネル」の舗装工事が完成し四万十インター付近の道路整備や交通安全施設整備など年度内の供用開始を目指して最終段階の工事が進められています。

次に国道441号ですが、昨年度に網代トンネル1.9kmの岩間側より工事が着手され、今年8月には橘側からのトンネル工事の入札が行われ、岩間・橘の両サイドからトンネル工事が進められることになりました。また当路線においては今年度も国土交通省による直轄調査として「環境影響調査」が進められ、久保川・口屋内・網代の3地

区で大気・猛禽類<sup>もうきんるい</sup>などの調査を行っています。

このような中、国は本年の6月に閣議決定した「骨太の方針2008」の中で道路特定財源は平成21年度から一般財源化し、その際には地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに必要とされる道路は着実に整備するとし、新たな道路の中期計画は5箇年の整備計画を策定すると示していますが、今後の高速道路を含め国道・県道・市道などの整備に大きな不透明感を覚えるとともに、立ち遅れた地方の道路整備を進めるうえで懸念しているところです。

道路整備が遅れている本市のような地方にとって道路は地域の日常の安全・安心な暮らしを支え、災害時には緊急輸送などの「命の道」となり地域振興や産業・経済活動を進める上でも欠かせない社会基盤ですが、まだまだ未整備箇所が多く残っているのが実情です。地方にとって「真に必要」な道路整備が計画的かつ着実に進められるよう、これまで以上に国などの関係機関に強く訴えて行きたいと考えていますので、議員並びに市民の皆様にもご理解をお願いします。

#### 【市道方ノ川下家地線の災害復旧】

次に市道方ノ川下家地線の災害復旧工事について報告します。今年6月2日の夕方、市道方ノ川下家地線の方ノ川坂峠付近で大規模な山腹の崩壊が発生し、現在も全面通行止めになっています。長期間に及ぶ通行止めで周辺地域住民の皆さまには大変ご不便をおかけしているところですが、7月末に災害復旧工事を発注し9月中に通行可能とすることを目標に全力で取り組んでいますのでご理解願います。

### 【土佐くろしお鉄道】

次は土佐くろしお鉄道です。開業20周年になり、高知西南地域にとって住民の日常生活や地域振興に欠かせない幹線公共交通として大きな役割を担い、加えて高齢化が急速に進む中その存在意義は益々高まっています。しかし一方では道路網の発達や少子化などによる利用者の減少により、経営環境は更に厳しくなることが考えられ、これまで鉄道運営協議会において財政支援や各種の利用促進を図ってきましたが、17年度からの鉄道経営助成基金の再造成も21年度には底をつきます。このため国の関係機関、県と関係7市町村、交通事業者、地域住民の代表などで構成する高知西南地域公共交通協議会を設立し、国の補助事業を活用した対策を講じていくこととしました。今年度は国から100%の補助を受け、アンケート調査などにより土佐くろしお鉄道中村・宿毛線とそれに接続する高知西南交通バス路線の現状や利用実態調査、世代・利用目的別のニーズ調査と分析を行い、問題点や課題を整理したうえで具体的な対策を盛り込んだ「地域公共交通総合連携計画」を策定し、具体策の実施については21年度から3年間、1/2の補助を受け行うものです。地域の公共交通を将来に渡って維持していくには「公共交通を地域で支えていく住民意識の高揚」、「利用者の視点に立った環境の整備による利便性の向上」、「交通事業者の経営基盤の強化」が課題であり、これらに重点的に取り組んでいきます。

### 【学校給食の推進】

次は、学校給食の推進です。「(仮称)第2給食センター」の建設は、6月議会で契約の承認をいただき予定どおり工事契約しましたが、建築確認が遅

れたことで当初の工期を約1ヶ月延長しなければならなくなりました。今後、年度内の完成を目指し工事を進めるとともに、予定どおり21年4月からの稼働に向け運営体制も整えていきます。しかし現6年生へ提供しようとしていた給食の試食は結果的に難しく、児童の期待を裏切ることとなりお詫びします。

#### 【芸術文化の振興】

次は芸術文化の振興です。第15回となりました四万十川国際音楽祭では、7月27日にウィーン・フィルのコンサートマスターとして活躍されている世界的なヴァイオリン奏者ライナー・キュッヒル氏をお迎えし、中村交響楽団特別演奏会が開催されました。会場の市立文化センターは県外からの来館者も含め約750名の聴衆で満席となり、その美しい音色に聞き入っていました。また8月24日には日本を代表するサクソ奏者坂田明氏を始めとするメンバーによるコンサートが中央公民館で開催され、音楽、歌、朗読等の多彩な内容で演奏者と客席が一体となった和やかで楽しいものでした。

次に四万十市文化祭は地域で活動している市民団体の成果を発表する場として開催しており、今年度の第4回は52団体の参加を得て45の行事が9月下旬から開催されます。今後も市民による文化・芸術活動を支援することにより、その裾野が更に広がることを期待しています。

#### 【四万十川ウルトラマラソン】

次は四万十川ウルトラマラソンです。今年は第14回大会として10月19日に開催することとし、現在、実行委員会の専門部会や事務局が中心となり全国からのランナーを迎えるべく準備を進めています。

今大会の申込み状況は、全国から100kmの部に2,366名、60kmの部に779名の合計3,145名の方から申込みをいただき、厳正なる抽選で選ばれた1,800名のランナーが秋の四万十を走り抜けます。この大会の人気の秘密として大会を支えるボランティアとランナーとの交流がありますが、今年も市内の各種団体や事業所等にボランティアをお願いし約1,650名の方の協力により大会を運営するようになっています。

#### 【戸籍事務の電算化】

次は戸籍事務の電算化です。これについては計画どおり21年度からの運用開始に向け、8月に業者選定を行い今議会に契約議案を提出していますのでよろしくお願ひします。これにより住民票・印鑑・戸籍の窓口関連事務の全てが電子化され、本庁、総合支所双方で戸籍謄本等の交付が可能になるとともに情報の一元化処理や事務処理の正確性とスピードアップにより窓口サービスの一層の向上が図れます。

#### 【行財政改革の進捗】

次に平成17年度から取り組んでいます行財政改革について、昨年度の実施状況を取りまとめましたので概要を報告します。取り組み3年目となった19年度には行政改革大綱実施計画に盛り込んだ再掲分3項目を除く全249の実施項目のうち91%に当たる227項目について取り組みを完了もしくは取り組み中で、概ね計画どおり進捗しています。主な成果としては 西土佐地域の塵芥処理委託の見直しなど民間委託の推進、 自主財源確保の取り組みとして市有林整備方針の策定、 古津賀・古津賀東保育所の統合、 学校再編計画の策定など組織機構の全体的な見直し、 事務の集約化・定数管

理による職員数の削減、人事評価制度の導入に向けた課長・課長補佐級を対象とした制度の試行、補助事業の内容精査による補助金額の見直し、指定管理者制度を活用した施設の民間管理などがあげられます。またこれらによる財政面での効果額は6億9,010万円(財政健全化債等の起債発行分を除く実効果額は5億9,190万円)にのぼり、17年度からの3ヶ年の合計も、ほぼ計画額どおりの20億990万円(実効果額では14億2,990万円)の成果を生み出しています。今年度は平成23年度からの小中学校再編に向けた具体的な取り組みの実施、各施設の民営化、民間委託の推進、各種審議会等の委員定数の見直し、職務給の是正・明確化、特殊勤務手当見直し等の給与構造改革といった主要な項目について取り組みを進めることとしており、引続き市民の行政ニーズに応え得る新たな行政システムの構築や安定した財政基盤の整備に向け取り組んでいきます。

#### 【庁舎建設】

次は新庁舎の建設です。9月3日には新庁舎建設工事の起工式も終わり、いよいよ本格的な工事が始まりました。これまでの工事の進捗状況ですが、基準測量や境界測定、近隣家屋調査、山留め杭(掘削面の崩壊防止)に支障をきたす既存構造物の撤去などの準備工事が終了し、今週からは表層部の掘削に入ります。その後は仮設の山留め杭の打設を9月21日から10月21日まで行い、それが終わり次第本格的な掘削工事を11月初旬から始める予定です。

また既に広報等でお知らせしましたとおり、8月18日から庁舎前庭駐車場が工事の都合上使用できなくなりました。庁舎裏庭駐車場を来庁者用の駐

車場とし、公用車、マイクロバス等は中村大橋通6丁目に代替駐車場用地を借り上げ使用しているところです。

工事期間中は、工事車両の出入りや騒音、駐車場不足など、市民の皆さまには何かとご迷惑、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上で6月定例会以降における主要課題等への取り組みについての報告を終わります。